



## 夏季休暇期間中における口蹄疫の 防疫対策の徹底について

- 本年5月にワクチン接種国である韓国で5年ぶりに口蹄疫の発生が確認されており、日本への侵入リスクは依然として高い状況です。
- 昨年10月の入国制限撤廃以降、訪日外客数が増加していることに加え、これから夏季休暇期間を迎えることから、日本人観光客の海外との従来が多くなることが想定されます。
- そのため、**口蹄疫**の発生地域から人・モノの移動が増加することが予想され、病原体の**国内への侵入リスクが極めて高い状況**になると考えられます。
- 畜産関係者の皆様には、次の4点について再度確認をお願いします。



- 1 **海外渡航の自粛・輸入が禁止されている肉製品の持込み防止**
- 2 **手指の消毒や専用長靴の着用など、衛生管理区域への病原体の持ち込み防止対策**
- 3 **適切な防護柵（豚）や防鳥ネット等の設置及び点検などの野生動物の侵入防止対策**
- 4 **家畜の健康観察及びアフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱の特定症状の早期発見・早期通報の徹底**

# 口蹄疫を疑う症状を発見した際のお願い！

## 口蹄疫の『特定症状』※

口蹄疫を疑う次の1～3のいずれかの症状を発見した際は、  
直ちに当所へ連絡してください

1

39℃以上の発熱

と

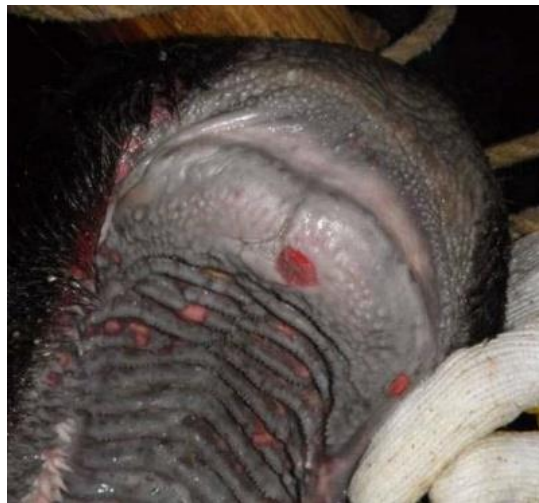
- ・泡状のよだれ
- ・歩き方がおかしい
- ・起立できない
- ・泌乳停止あるいは乳量の大幅減少

いずれかの  
症状を示し

口の中、唇、鼻、蹄、乳房の  
いずれかに  
水疱、びらん、潰瘍  
または癒痕がみられる。



泡状のよだれ



口蓋のびらん



舌の水疱



乳頭の水疱

2

同じ畜房（畜舎）内の、複数の家畜の口内（又は鼻・蹄・乳房など）に、水疱等ができている場合。

3

（群飼の場合）：同じ畜房内の半分以上の  
（単房の場合）：隣り合った畜房で、複数の

哺乳畜が2日以内に死亡

※特定症状とは？

農林水産大臣が家畜の種類ごとに指定する症状のことで、偶蹄類（牛・水牛・めん羊・山羊・豚・いのしし）では口蹄疫が指定されています。

上記の症状を見つけた場合、  
直ちに当所へ連絡してください。

青森家畜保健衛生所

電話：017-764-1744

夜間・休日：090-2274-0474